

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（~~新設~~・拡充・延長）

（ 文 化 庁 ）

制 度 名	芸術文化振興基金が助成する文化芸術団体の事業への個人からの寄附に係る税額控除の導入	
税 目	所得税	
要 望 の 内 容	<p>・（独）芸術文化振興会（以下、「芸文振」という。）の行う『芸術文化振興基金助成事業』（以下、「芸文振基金」という。）が助成する文化芸術団体の事業に対する個人からの寄附に係る優遇税制を創設し、新たに寄附金額の 40%を税額控除する。</p> <p>・対象とする文化芸術団体は、公益社団・財団法人、一般社団・財団法人、認定NPO、NPO等の法人格を有する団体の他、地域の祭りやコーラス等を主催する任意団体とする。</p> <p>・芸文振は芸文振基金の助成対象となった事業に対して助成証明書（助成金交付決定通知で代用する）を発行する。当該事業に対し寄附を行った個人は、①助成証明書の写し・②法人（任意団体の場合はその代表者）の領収書を併せて税務署に申請することで、税制優遇を受けられるものとする。</p> <p>・芸文振基金からの公的な助成と民間からの寄附により、一つの事業を公的助成と民間寄附の両サイドから支える、日本版マッチング・グラントの試行的導入を目指す。</p>	
	平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	3. 7 百万円

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

・「新しい公共」円卓会議による議論のなかでも、従来の「政府」や「企業」に加えて「国民、市民団体や地域組織」等が当事者として参加し協働することが掲げられている。そして、「新しい公共」の基盤を支える制度整備のため、寄附税制の見直しなどを進めることが提言され、政府としても草の根の寄附を促進するため、新たに寄附金控除について税額控除方式の導入などを検討することとされている。

・本要望はこのような議論を踏まえて、従来から特定公益増進法人に指定されてきた、全国的規模の公益法人や認定NPO等に加えて、NPOや地域の任意団体など「国民、市民団体や地域組織」に分類される「新しい公共」の新たな担い手が、寄附を受けやすい環境を整備するものである。

・また、従来の助成事業と併せて寄附文化の醸成による民間資金の導入拡大を図ることで、官民双方からの支援が相俟った多様で特色ある文化芸術活動の充実を目指している。

・その結果、地域に根差した文化芸術活動が展開され、住民が多様な文化芸術に触れる機会が拡大するとともに、文化芸術を基盤とした地域振興に資することが期待される。

(2) 施策の必要性

・現行の特定公益増進法人制度では、文化芸術関係としては全国的規模の48団体（平成22年7月1日現在の文化庁所管の法人数）しか認定されておらず、全国各地において地域に根差した活動や多様な分野の幅広い活動の実施が求められている中で、民間の寄附のインセンティブとなる税制優遇措置を受けられる文化芸術活動は極めて限定されている状況にある。

・地域の祭りやコーラス等の文化芸術活動の場面において、NPOや任意団体等の果たす役割が重要になってきているが、それらの団体は概して財政的基盤が脆弱である。それらの団体が活動の規模や内容を充実させ、継続的に文化芸術活動を通じた公益的役割を担っていく上では、民間からの寄附の拡充が欠かせない。

・本要望の実現により、従来の特定公益増進法人よりも身近な地域の祭りやコーラス等の文化芸術活動を行う団体の活動への寄附で税制上の優遇を受けられるようになる。もって、地域の公益的な活動はその地域の住民が支えるという意識が芽生え、寄附文化の醸成に寄与するものと考えられる。

・新たに寄附を受けるようになった団体においては、活動の規模や内容を拡充させると同時に、その社会的責任の増大に見合うべく情報公開や説明責任など組織としてのガバナンスを高める努力をするようになると考えられる。さらには、常時（基金からの助成が無い年度や事業に対して）でも寄附税制優遇を受けられるよう、公益社団・財団法人や認定NPOとして法人格を取得することを目指すことが考えられる。こうして「一本立ち」した団体は、各地域における文化芸術活動の振興など「新しい公共」の担い手としてさらに大きな役割を担うようになるものと期待される。

・芸文振基金で助成することが出来る金額が限られているなかで、各団体が自前の寄附を集めて基金からの助成額を抑制し、さらには団体が「一本立ち」して基金の助成に頼らずに事業を継続出来るようになれば、他の新たな団体が助成を受けられる機会が拡大し、文化芸術活動の裾野の拡大にも資するとともに、「新しい公共」の担い手たる団体が次々に育成される好循環を生み出すことができると考えられる。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	・政策目標12「文化による心豊かな社会の実現」に対応するもの。
		政策の達成目標	・優れた芸術文化の振興を図るとともに、我が国独自の伝統文化を継承・発展させることにより、文化による心豊かな社会を実現する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	
		同上の期間中の達成目標	
		政策目標の達成状況	
	有 効 性	要望の措置の適用見込み	・平成21年度の芸文振基金助成の採択件数（助成内定件数）合計705件のうち、実際の交付件数は661件である。その中で地域の文化芸術活動に分類されるような活動を行うものとして、国内映画祭等の活動で44件、地域文化施設公演・展示活動で166件、アマチュア等の文化団体活動は119件が芸文振基金による助成を受けている。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	・個人からの寄附に係る税額控除制度が認められれば、地域の個人や活動を支援する個人から文化芸術団体に対して寄附をする税制上のインセンティブとなり、寄附件数並びに寄附額が増加するものと考えられる。
	相 当 性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・特定公益増進法人に対する寄附についての優遇税制。 ・認定特定非営利活動法人に対する寄附についての優遇税制。 等
		予算上の措置等の要求内容及び金額	① 文化芸術振興費補助金を財源とした芸術創造活動特別推進事業による助成。 （平成22年度助成交付予定額：約4,130百万円） ② 優れた劇場・音楽堂からの創造発信事業 （平成22年度予算額：1,600百万円） ③ 地域の芸術拠点形成事業 （平成22年度予算額：724百万円）

		<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>① 本予算は、我が国の芸術団体が行う芸術水準の向上に資すると認められる創造性・芸術性の高い舞台芸術又は優れた日本映画の製作活動を支援する事業であり、地域の祭りやコーラス等の草の根の活動をする団体やアマチュアの団体への支援を目的としたものではない。</p> <p>② 本予算は、地域発の優れた取組を行う劇場・音楽堂等に対して支援を行うものであり、個別の団体に対して支援するものではない。</p> <p>③ 本予算は、地域の文化芸術拠点として、計画的、継続的に一定の規模の事業を行う施設に対して支援を行うものであり、個別の団体に対して支援するものではない。</p>
		<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>・「新しい公共」の中でも議論されているように、文化芸術活動等の地域の公益的な活動は、当事者である当該地域の住民や活動に賛同する者の支援を受けて運営されるのが望ましい。</p> <p>・地域の祭りやコーラス等を行うNPOや任意団体を支える寄附へのインセンティブを与えるためには、税制で措置をすることが妥当である。</p>
<p>これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	<p>—</p>	
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>—</p>	
	<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>	
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>	
	<p>これまでの要望経緯</p>		<p>・平成14・4・元年度に、芸文振を通して行われる文化芸術活動に対する寄附金の包括指定寄附金に追加すること等、類似の要望を提出。</p>